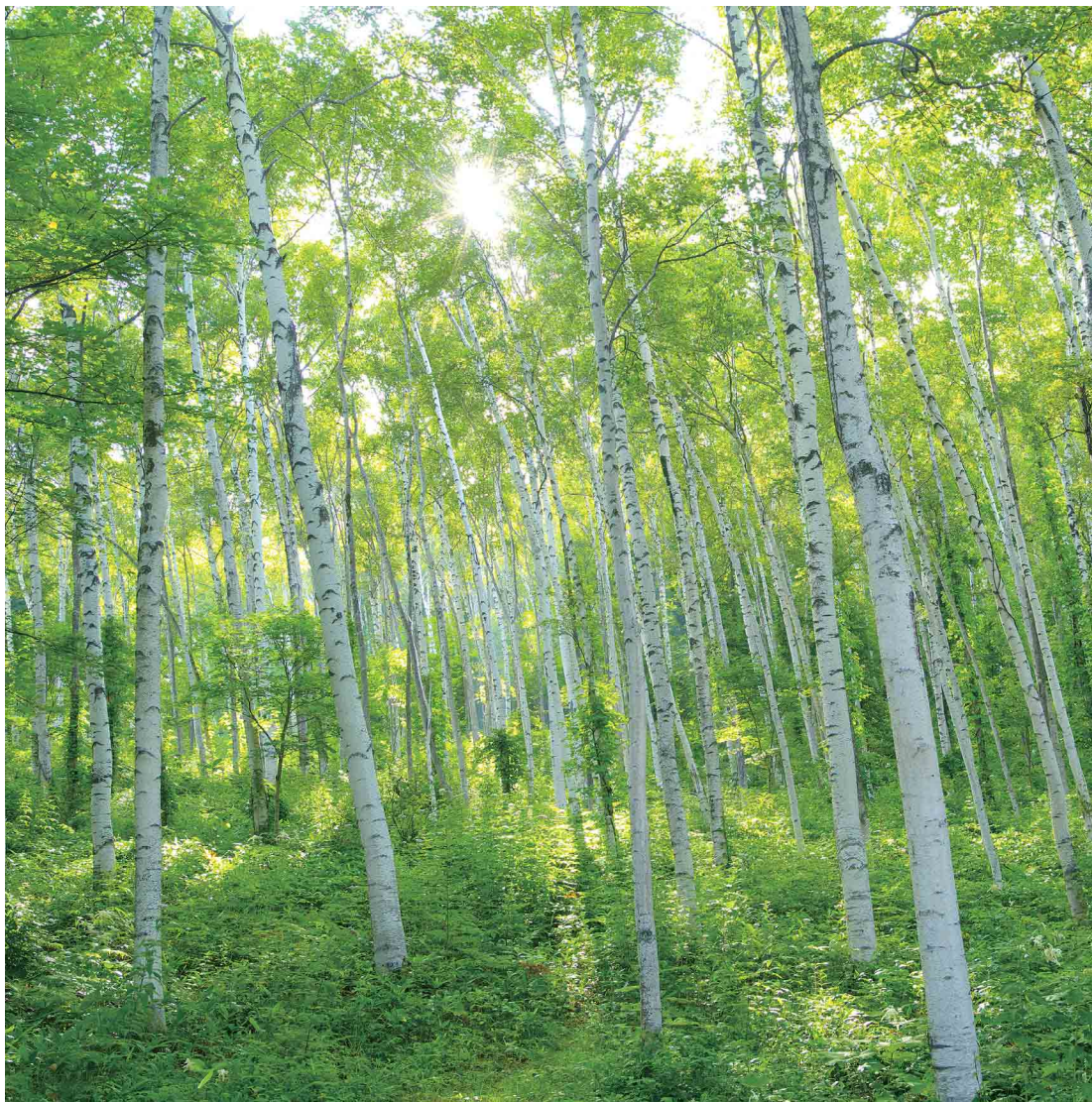


JPCCA NEWS

2

号



「新緑白樺林」 写真:川隅 功 HJPI320100000459

CONTENTS

巻頭言 2

最新ニュース 3

SPECIAL REPORT

① JRRC(公益社団法人日本複製権センター) 稲田事務局長に聞く 4

② シリーズ著作権①『著作者人格権』 6

COLUMN 7

一般社団法人

日本写真著作権協会 www.jpcca.gr.jp

巻頭言

一般社団法人 日本写真文化協会
会長 堀 恵介



昨年より一般社団法人日本写真文化協会の会長を務めております堀恵介と申します。この度、日本写真著作権協会の副会長を拝命いたしました。新参者ではございますが、ご指導・ご鞭撻の程よろしくお願いいたします。

私ども日本写真文化協会は、全国の写真館からなる団体で、昭和23年、当時の文部省の認可による社団法人として発足いたしました。一般社団法人となった現在も2,200余名の会員を有し、展覧会場「ポートレートギャラリー」を運営、当協会主催・一般公募「全国展フォトコンテスト」、写真館子弟の教育の場としての「夏期写真大学講座」、毎月1回発行の機関誌「写真文化」等、写真文化の発展に努め、公益・共益に資する活動を続けております。

さて、写真館における著作物はお客様を撮影した写真になります。これまではネガフィルムで撮影し、お客様にはプリントをお渡ししていました。まれに撮影したネガフィルムが欲しいと言うお客様がいらっしゃいました。写真館の店頭や引換書に「原板(ネガ)はお渡しいたしません」と明記しておりましたが、「自分たちが写っている写真なのだから、肖像権もあるのだから渡して欲しい」と主張され、対応に困ることが沢山ありました。最近はデジタルでの撮影が主流で「画像データが欲しい」というお客様もあって、写真館としてもやむなく画像データをお頒けしているのが現状です。お客様には著作権は原則として写真館にあることをご理解いただいた上で、お渡ししています。

社会的にも最近は、写真を撮ってもプリントせずにデータでやり取りしたり、鑑賞したりする傾向が強まり、時代の変化を痛切に感じています。私ども日本写真文化協会としては、プリントの文化に拘り続け、プリントで写真を見たり飾ったりする文化的習慣をこれからも継続させて行くための活動を行う必要があると思っている昨今です。

写真：新宿 伊勢丹 写真室



一般社団法人 日本写真文化協会 写真展

第60回全国展フォトコンテスト 入賞作品展

東京上野	H26年 6月20日(金)～ 6月27日(金)	東京都美術館
札幌	H26年 7月11日(金)～ 7月16日(水)	富士フィルムフォトサロン札幌
名古屋	H26年 7月25日(金)～ 7月31日(木)・・・日曜休館	富士フィルムフォトサロン名古屋
東京四谷	H26年 8月14日(木)～ 8月20日(水)	ポートレートギャラリー 東京 四谷
大阪	H26年 9月19日(金)～ 9月25日(木)	富士フィルムフォトサロン大阪
福岡	H26年10月 3日(金)～10月 9日(木)	富士フィルムフォトサロン福岡

第51回夏期大学講座

H26年8月5日(火)～8月8日(金)	東京工芸大学中野キャンパス
---------------------	---------------



瀬尾常務理事 衆議院参考人招致

去る4月2日、当協会の瀬尾常務理事が衆議院文部科学委員会で審議中の著作権法改正案について、参考人として意見陳述を行いました。

今回の改正案では電子出版の促進のために「デジタル出版権」設定の取り扱いについて、およそ3年にわたる文化庁小委員会などにおける議論の最終段階として審議されています。

従来の著作権法では有形物である書籍には出版権が既にありましたが、実体を持たないデジタルデータによる電子出版には適用できないという問題があり、これに対応するための方法論、立法論が長く議論されてきました。

瀬尾常務理事は冒頭、写真家としてではなく文芸、美術を含む著作者の代表としてコンテンツ流通のためにナショナルアーカイブ構想などとの連携を視野に入れた意見を述べ、権利者と出版者のパートナーシップについて当事者同士の信頼関係の重要性を強調しました。

また、著作者不明のいわゆる「孤児作品」の流通を促進することによって日本文化の発信力を高める必要性について陳述しました。

自民党の^{はせ}議員からの出版ADR(裁判前紛争解決手続き)に関する質問についてはその有効性を認めた上で複数



常務理事 瀬尾 太一

のADRの必要性和、ガイドラインに基づく契約をすることでトラブルを未然に防ぐことを第一に目指すべきであると回答しました。

同日参考人として出席した日本大学大学院知的財産研究科の土肥教授はガイドライン作成にあたっては選択できる複数のひな形を用意することの必要性を論じています。

同じく日本書籍出版協会の相賀理事長は海外でのデジタル海賊版対策について、今回の法改正によって対処すべき喫緊の課題であるとの意見を述べています。

この審議の後、改正案は4月4日の同委員会で採決され、衆参両院で可決成立しました。

デジタル出版権とは？

電子出版の一般化とその流通、さらにいわゆる「海賊版対策」のために創設が検討されてきた権利です。

内容としては基本的に従来(紙媒体)の出版権と本質的に同じものであると言えます。しかし現行の法律の考え方は「出版物」とは実体のある(つまり紙やCDなどの物体として存在する)ものに付与される権利であると考えられており、実体として存在しないデジタルデータには付与されないものとなっていました。

そして例に漏れず、IT技術の進歩は法律よりも常に先を行き法律の概念が変わるより早く多くの弊害を生み出し始めました。その代表格が海賊版です。

いわゆる書籍の海賊版が世に出回った場合、正規版の出版社は「出版権」に基づいて海賊版の出版を差し止め損

害賠償を求めることができました。しかし電子書籍の海賊版に対しては法律的な対抗手段を持っていなかったのです。

この問題に対して出版権を持つ出版社はレコードなどに用いられている「著作隣接権」を得て対抗する方法を提案しましたが、法律上の構成に無理があり、権利関係を複雑化させるのは著作物の流通を困難にさせる恐れがあるとの日本経団連や権利者からの意見もあり著作者や法律家とともに数年にわたってその解決方法を模索した結果生まれたのが今回の「デジタル出版権」です。

この法律改正により著作者は出版物を刊行する際に「紙」と「デジタル」の出版権を個別に設定できるようになります。紙媒体はA社、電子出版はB社という契約も可能です。(もちろん一括してC社ということも可能です)

ONE POINT

JRRC (公益社団法人日本複製権センター) 稲田事務局長に聞く

今回はJPCAと関わりの深い公益社団法人日本複製権センターの活動について、事務局長の稲田孝也氏にお話を伺いました。



Q1 JRRC設立の経緯について お聞かせください

A1 「最初にJRRCの設立経緯について説明させていただきますが、JRRCは当時日本にはまだ複写に関する権利を管理する団体がなかったことから、文化庁、経団連、著作者団体、出版関係者等の協力の下、1991年に日本複写権センターとして設立されました。

設立目的としては、書籍、学術文献などの著作物を、簡単な手続きで適法に複写利用ができるよう、権利者から権利の委託を受け、集中管理することとしています。

現在、JRRCの構成団体は、学術著作権協会(JAC)、著作者団体連合、出版社著作権管理機構(JCOPY)、新聞著作権協議会の4つからなります。」

Q2 著作権管理団体の役割について 教えてください

A2 「JRRCは文化庁に登録した著作権等管理事業者です。

著作権等管理事業者は、著作権者から複写等に関する権利行使の委託を受け、利用者との間に複写利用許諾契約等を締結し、届け出た使用料規程に従って複写使用料を受領し、受領した使用料を権利委託者に分配する事業を行います。

別掲のチャートに権利者、JRRC、利用者間の関係について分かりやすく図示しましたのでご参照ください。」

Q3 使用料分配はどのように 決めるのですか？

A3 「JRRCは構成4団体に対し、年に一回前年度の使用料に基づく分配を行います。

分配額は、4団体共通の基礎分と2年に一度実施される実態調査の結果で按分される比例部分に分かれ、基礎分と比例分の合計額が各団体に分配されます。

JPCAに関しては、毎年事務局の土田さんとアルバイトの2～3人でJRRC事務局に保管されてある実態調査資料を、隔から隔まで調べてJPCA会員の著作物が利用されていないかどうか調査し、その結果をJRRCに報告していただきます。

JPCAが加盟している著団連は、5つの会員団体で構成されていますので、JPCAの他に、文藝家、脚本家、シナリオ作家、美術家の各団体もそれぞれの立場から同様に調査を行い、その結果をJRRCに報告していただきます。

JRRCでは各団体からの調査報告を基にして各団体の比例分を算出し、分配委員会及び理事会の承認を得て、毎年9月末に4つの権利者団体に分配を行います。」

Q4 その他にはどんな活動を されていますか？

A4 「JRRCは、著作権を管理する事業を行うだけでなく、公益社団としてより公共の利に資する活動を行うことが求められています。

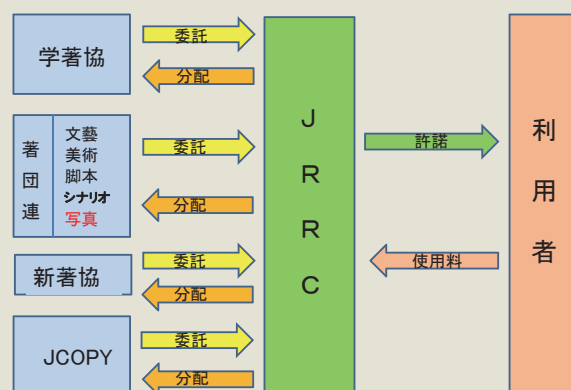
このため、年2回有楽町朝日ホールで600名の参加者を対象に開催するJRRC著作権セミナーや毎月1回発行のメールマガジン、無料講習会講師派遣事業、一般からの質問・相談受付事業等著作権啓発活動の一環として様々な事業を実施しています。」

Q5 複製権の利用契約者はどのくらい あるのでしょうか？

A5 「JRRCには現在約6,000者の契約者(内300程度が官公庁等公的機関)がありますが、著作権法の権利制限対象以外の複写であれば、あらゆる公的機関あるいは企業・団体等において原則権利者の許諾が必要となります。ところが残念ながら6,000者以外の団体等に於いては、公的機関・企業等を含め未だJRRCとの契約がなされておられません。

このため、JRRCでは、日本に於いて最終的にはあらゆる公的機関あるいは企業・団体が適法にコピーを行える環境を整えられるよう、より積極的に著作権の啓発活動を行い、契約者増に結び付けていきたいと考えておりますので、全国各地のJPCA会員の皆様の温かいご支援とご協力を今後ともよろしくお願いいたします。」

JPCAと諸団体とのつながり 著作権管理団体としてのJRRCの役割 ～JRRC委託著作物について～



写真：篠田 徹

SERIES

シリーズ ① 著作権解説

①『著作者人格権』

「著作権法」というと、何だか難しい法律のようで馴染めないという人がいる。

人は様々な方法で思想や感情を創作的に表現することができる。そこで創作されたものを「著作物」と呼び、創作した人を「著作者」という。

著作権法ではこの「著作者が創作した著作物の権利」を、「他人が著作者に無断で利用したり、されないようにするために」法律でもって「保護」している。すなわち「著作物」とは「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」と定義している。なお、写真は美術の範囲に含まれている。

ではどのように保護しているかといえば、著作者の人格的利益(精神的に傷つけられないこと)を保護するための「著作者人格権」と、財産的利益(経済的に損害を被らないこと)を保護する「著作権(財産権)」の二つから成り立っていて、この二つの権利は、「著作物」が創作された時点で「自動的に」付与され、権利を取得するための一切の手続きを必要としない無方式主義である。

「著作者人格権」は、「著作者」が精神的に傷つけられないようにする権利であり、「創作者」としての感情を守るものである。そのため「著作者人格権」を譲渡したり、相続したりすることはできない。

一方、財産的利益を守るための「著作権(財産権)」は、土地の所有権などと同様に、その一部又は全部を譲渡したり、相続したりすることができる。したがって、「創作物」が創作された時点では、「著作者」と「著作権者(財産権を持つ人)」は同一人物であっても、「著作権(財産権)」が譲渡または相続されると、「著作者」と「著作権者」が別々に存在することになる。また、「著作権(財産権)」が譲渡されても「著作者人格権」は移動することなく「著作者」に残っているので、「著作物」を利用する場合には、誰が「著作権者」なのかを確かめる必要がある。

著作者人格権

「公表権(無断で公表されない権利)」は、まだ公表されていない自分の著作物について、それを「公表するか、しないかを決定できる権利」。ただし、「未公表の著作物」の「著作権(財産権)」を譲渡した場合や、「美術の著作物の原作品」や「写真の著作物で未公表のものの原作品」を譲渡した場合などでは、「著作物」の公表に同意したものと推定される。

「氏名表示権(名前の表示を求める権利)」は、自分の著作物を公表するときに、「著作者名」を「表示するかしないか」、表示するとすれば「実名」(本名)か「変名」(ペンネーム等)にするかなどを決定できる権利。ただし、「著作物」の利用目的や態様に照らして、「著作者」の利益を害する恐れがないと認められる場合や、公正な慣行に反しない限り、著作者名の表示を省略することができる。

「同性保持権(無断で改変されない権利)」は、自分の著作物の内容や題号を、「著作者」の意に反して無断で「改変」(変更、切除等)されない権利。ただし、印刷の色合いや判型等やむを得ないと認められる場合は認められる。となっている。

保護期間

「保護期間」とは、どの著作権法上の権利には、一定の存続期間が定められており、この期間のことを「保護期間」という。

「著作者人格権」の保護期間は、一身専属の権利とされているため、「著作者」が死亡(法人の場合は解散)すれば権利も消滅することになっている。つまり保護期間は「著作者」が生存している期間ということになる。しかし、「著作者」の死後においても、原則として、著作者人格権を侵害する行為をしてはいけないことになっている。

「著作権(財産権)」の保護期間は、「著作者」が「著作物」を「創作したとき」に始まり、原則として「著作者」の「生存している期間」+[死後50年間]となっている。

「著作物」の種類によって、保護期間が異なるものがある。

無名・変名の著作物は、公表後50年(死後50年経過が明白であれば、その時点まで)。

団体名義の著作物は、公表後50年(創作後50年以内に公表されなかったときは、創作後50年)

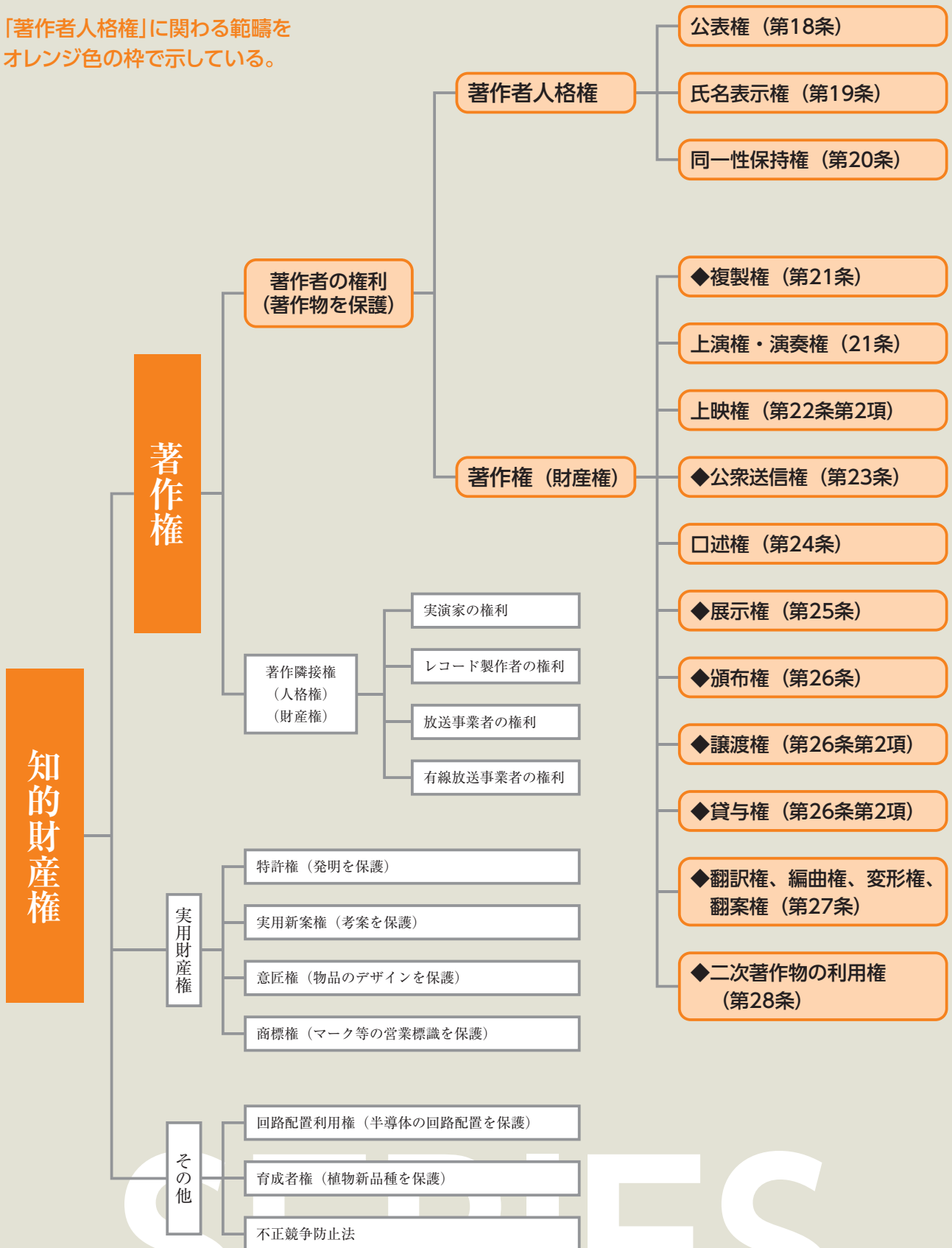
映画の著作物は、公表後70年(創作後70年以内に公表されなかったときは、創作後70年)

以上「著作者の権利(著作者人格権)」について大まかな解説をした。(文責:松本 徳彦)

*参考文献:実務者のための「著作権ハンドブック」(著作権情報センター編 2014年)

知的所有権の概念図

「著作者人格権」に関わる範疇を
オレンジ色の枠で示している。



Rawデータは著作物か

北村 行夫

1 一般に「Rawデータ」と呼称されているものは、写真家が被写体、アングル、シャッターチャンス、露出等を選択してシャッターを押し、レンズを通して入射した光(像)をイメージセンサー(撮像素子)が受け取ってデジタル化し、カメラ内の記憶装置部分に記録したデータと言う。カメラメーカーは、イメージセンサーがとらえた画像データを最大限記録するために技術上の工夫を凝らしており、その記録方式は、独自のものであり企業秘密になっている。

2 このように「Rawデータ」は、「データ」と呼ばれるため、これに「データは著作物ではない」という著作権のデゼを結び付け「Rawデータ」は著作物ではないと直結させる意見がある。

しかし、これは間違いである。デジタルデータとして記録されたという事実だけで著作物ではないとするならば、ワープロで入力された小説も、コンピュータ用のプログラムもビデオゲームも、DVDの映画やCDの音楽なども著作物ではなく著作権がないということになる。これが間違っていることは多言を要しないだろう。

3 「Rawデータ」にいうデータとは、記録手段がデジタルであるということの意味するに過ぎない。写真家が被写体、アングル、シャッターチャンス、露出等を選択してシャッターを押し、写真家の思想または感情の創作的な表現を記録したものである。だから、誰が表現しても同じであるものという通常の意味でのデータではない。Rawデータは写真家の個性的な表現を記憶装置内で配列固定したものだという点にこそ着目しなくてはならない。

4 しかし注意すべき点がある。

それは、写真家がカメラの記憶装置に取り込んだ状態をそのまま、著作物としての創作行為の完成とする場合もあるが、そうではなくその色調や諧調その他についてデジタル加工して創作を完成させる場合もある。

後者はフィルムにおける焼き付け処理の「妙」に類似するものであり、それを経てデジタル写真が完成するというほかない。

しかし、このことはRawデータが常に著作物としての未完成状態を指すということではない。写真家自身がどの段階を以て著作物の創作行為を確定したというべきかは、要するに写真家が自己の「思想または感情」の



略歴: 北村 行夫

弁護士、虎ノ門総合法律事務所所長
日本ユニ著作権センター著作権相談室長
著作権法学会会員
日本知的財産仲裁センター仲裁員
(財)日本デジタルコンテンツ協会
元調査研究委員長
慶應義塾大学大学院講師
日本写真協会企画監修
『写真著作権』(太田出版)
ほか、主な著書に
『新版判例から学ぶ著作権』
(太田出版)
『原点から考えるオンライン出版』
(太田出版)
などがある。

「創作的表現として確定した段階」を決定したときというはかないのである。

言い換えれば、Rawの状態複製することを第三者に許諾した場合、写真家はRawデータの状態で当該写真著作物が完成したとしていることを意味する。

しかしこれに対し、Rawデータを引き続き加工して何らかのファイル形式で保有した場合には、Rawデータとして記録された創作的表現は表現として未了だったということになる。

とはいえ、実際には、Rawデータのまま保管していたような場合は、それは一旦そこで著作物として完成しているとするのが妥当であろう。そしてその後、そこに手を加えることがあったとすれば、その加工行為による創作性の付与は、厳密に言えば権利者自身による翻案行為であり、Rawデータを原著物として自ら二次的著作物を創作しているというべきだろう。

言い換えれば、「Rawデータ」であれ、「JPEG」、「TIFF」などのファイル形式に記録されたデータであれ、それらの差異は著作物を保有する形式にすぎないのであり、著作物としてどのように確定しているかが問題なのであり、その形式はRawをはじめとして種々ありうるということである。

5 これらの点については、被写体が写った状態が「見える段階」を著作物の完成時期であるとし、デジタルカメラでは写した瞬間に見えるのだからその時を以て完成したという考え方も根強い。

しかし、見えるか否かで創作性の完成と未完成を区別することに合理的な理由はない。「写真家が被写体を見せたい状態の確定」こそ、写真家の「思想または感情」を「創作的に表現した段階」である。

その意味では、「Rawデータは著作物か」ではなく、「Rawデータはいかにして著作物として確定するのか」と問うべきである。

以上

(日本写真家協会会報 No.155より転載)

写真: SATOSHI NAGASHIMA (HJPI320200000595)

日本写真家協会主催 第3回技術研究会

「一眼ムービーなんて怖くない!」 スティルフォトグラファーのための 動画撮影セミナー(初級編)

日 時：平成26年6月23日(月)13:30~16:45
場 所：JCIIビル6階会議室
講 師：鹿野 宏(株)Lab代表取締役・電塾理事長
内 容：動画撮影機能がついた一眼レフカメラが

一般的となった昨今、「写真撮影の他に動画も撮影してください」などと頼まれたことはありませんか?そんな急な依頼にも困らないために動画撮影技術を身につけておいて損はありません。基本的な撮影方法から便利な機材、また撮影後の編集作業やソフトの紹介など初めての方でもわかりやすく解説します。ぜひこの機会に一緒に学びましょう。

定 員：100名

(先着順・満席の場合のみ連絡します)

参 加 費：会員は無料、非会員は500円

申込方法：FAXまたはメールでJPS事務局まで

日本自然科学写真協会・第35回SSP展

「自然を楽しむ科学の眼2014-2015」

場 所：東京・富士フィルムフォトサロン

期 日：5月16日(金)~5月22日(木)

*創立35周年記念講演:5月18日(日)

講 演 者：海野和男 内山 晟 伊知地国夫

展示点数：150点

【巡回展スケジュール】

京都：AMS写真館ギャラリー 7月11日(金)~ 7月23日(水)

新潟：水の駅ビュー福島潟 7月30日(水)~ 8月31日(日)

岡山：岡山シティミュージアム 9月 6日(土)~10月19日(日)

富山：富山市科学博物館 10月25日(土)~11月30日(日)

詳細はSSPホームページ参照

トピックス

活用していますか?

著作権法の改正によってデジタル出版に新たな契約の増加が見込まれていますが、とかく写真家は「契約書」は苦手の方が多くいます。

そういった諸氏のお話を伺うと「そもそも契約書の作り方が解らない」というご意見が多く聞かれます。日本写真家協会と日本広告写真家協会では公式サイトの中に契約書のひな形が公開しており、ダウンロードして利用可能な状態になっています。もちろん「ひな形」ですから、これをもとに皆様の状況に合わせた内容に書き換えて利用することもできます。

論より証拠、習うより慣れろとも申します。ぜひ一度各サイトをご覧ください、ご活用いただければ幸いです。



日本写真家協会 「写真家のための契約マニュアル」
<http://www.jps.gr.jp/rights/contract.html>



日本広告写真家協会 「APA 著作権レポート vol.5」
<http://www.apa-japan.com/download/pdf/APA-report05.pdf>

表紙の写真

「新緑白樺林」写真:川隅 功

コメント: 岩手県の平庭高原には日本一の白樺林が広がっている。林の向こうから日が射し始める早朝。マイナスイオンと、光に包まれながら、至福の時間が流れて行く。